

…安保三文書改訂、日本有事と周辺(同盟)有事、平和外交の可能性

※「安全保障環境の変化」とは、何がどのように変化したのか、「敵基地攻撃能力の保有」は専守防衛の範囲内か、防衛費 GDP2%の必要性は…。

1. 安保三文書とその改訂

・「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」。現在までの「防衛計画の大綱」が「国家防衛戦略」に、「中期防衛力整備計画」が「防衛力整備計画」に名称変更。

①「国家安全保障戦略」

・外交・防衛の基本方針を定めたもので、2013年に初めて策定。10年程度の期間を念頭に改定は今回初めて。基本理念に「積極的平和主義」の立場から国際社会の平和と安定に寄与する。中国の対外姿勢や軍事動向を「国際社会の懸念事項」と明記していた。

(今回の変更点)

- ・「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」と認識
- ・中国の動向に関する記述について「国際社会の懸念事項」としていたのを「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と表現。「脅威」としての表現は避けた。
- ・北朝鮮の軍事動向は「我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」と表現。「国際社会全体の平和と安定に対する重大な脅威」から変更。
- ・インド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は「中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念」と表現。旧文は「あらゆる分野でロシアとの協力を進め…」から変更。

②「国家防衛戦略」(「防衛計画の大綱」を名称変更)

・「防衛大綱」は日本の防衛力整備の指針で、10年程度の期間を念頭に防衛力のあり方や保有すべき水準を規定。1976年以降、過去6回策定。2018年以來の改訂。

(今回の変更点)

①敵の弾道ミサイル攻撃などに対処するため、ミサイル発射基地などをたたき「反撃能力」を保有することを明記。

・日本へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている中で、迎撃によるミサイル防衛だけでは対応できなくなっているためだとしている。

一方で、「反撃能力」は「必要最小限度の自衛の措置」などと定義し憲法や国際法の範囲内で行使されるとした上で、先制攻撃は許されないとして専守防衛の考え方に変わりが無いことを強調している。

②陸海空3自衛隊の部隊を一元的に指揮する「統合司令部」を創設し、そのトップに幹部自衛官の「統合司令官」を配置。

③「防衛力整備計画」(「中期防衛力整備計画」を名称変更)

・いわゆる「中期防」は、「防衛大綱」に基づいて



具体的な装備品の整備の規模や防衛費の総額などを定めたもの。現在の「中期防」は、2019年度から23年度までの計画で、防衛力整備の水準を総額27兆4700億円程度としている。

- ・新年度から5年間の防衛費、およそ43兆円の内訳が明記。
 - ▽敵の射程圏外から攻撃できる「スタンド・オフ防衛能力」の分野におよそ5兆円
 - ▽航空機や艦船といった装備品の維持や整備におよそ9兆円、
 - ▽新たな装備品の確保におよそ6兆円を計上。
 - ▽自衛隊の隊舎や宿舎の老朽化対策などにおよそ4兆円、
 - ▽弾薬や誘導弾の購入などにおよそ2兆円のほか、
 - ▽無人機の早期取得や宇宙分野、サイバーの分野にそれぞれおよそ1兆円など。

2. そもそも「日本有事」とは …日本の領土(国境)問題は三つだけ ←→周辺有事

・「有事」は法律用語ではなく軍事用語。防衛省は便宜的に有事に関する法制を有事法制といっている。防衛出動命令下令事態(1999年防衛相答弁)と言う。

※「有事」は軍事的危機だけでなく経済危機、人為的大事故、自然災害、社会的大事件などの緊急事態を総じて「有事」と呼ぶが、ここでは限定的に扱う。

※日本独自に抱えている領土(国境)問題のみで、大規模な国家間武力紛争に発展する見通しはない。中国、北朝鮮、ロシアが日本攻撃(戦争)を企てる名目はない(私見)。

(1) ロシア(旧ソ連)…北方領土問題

(政府公式見解)1855年2月7日、日本とロシアとの間で「日魯通好条約」が調印され択捉島とウルップ島の間で国境が確認された。それ以降も、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も他国の領土となることがない、日本固有の領土。

しかし、1945年に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いている。

(主な交渉過程)※戦後

①日ソ共同宣言(1956年)

歯舞群島及び色丹島を除いては、領土問題につき日ソ間で意見が一致せず。平和条約に代えて、戦争状態の終了、外交関係の回復等を定めた日ソ共同宣言に署名。

→平和条約締結交渉の継続に同意した。

→歯舞群島及び色丹島は、平和条約の締結後、日本に引き渡すことにつき同意した。

②ゴルバチョフ大統領の訪日(1991年4月)

日ソ共同声明において、ソ連側は、四島の名前を具体的に書き、領土画定の問題の存在を初めて文書で認めた。

③エリツィン大統領の訪日(1993年10月)

○東京宣言(第2項)において、

- ・領土問題を、北方四島の帰属に関する問題であると位置付け、
- ・四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化すると
の手順を明確化。

○日ソ間の全ての条約・国際約束がロシアとの間で引き続き適用されることを確認。

(エリツィンは記者会見で、有効な国際約束に1956年日ソ共同宣言も含まれると発言)

④クラスノヤルスク首脳会談(1997年11月)

「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす。」

⑤プーチン大統領の訪日(2000年9月)

○イルクーツク首脳会談(2001年3月)

○小泉総理の訪露(2003年1月)

○安倍総理の訪露(2013年4月)

○プーチン大統領の訪日(2016年12月)

⑥シンガポールでの首脳会談(2018年11月)

安倍総理とプーチン大統領は、2016年12月の首脳会談以降、新しいアプローチの下での協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意した。※事実上の2島返還をめざす方針へと転換したが実現せず。

⑥日露首脳電話会談（2020年9月）※最終・最新

菅総理とプーチン大統領は、2018年11月のシンガポールでの首脳会談で安倍総理とプーチン大統領が「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。

(2)朝鮮半島(韓国)…竹島問題 ※北朝鮮も、日本の領有権主張を非難。

(政府公式見解)竹島は、歴史的事実に照らしても、国際法上も明らかに日本固有の領土。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠。

(注)韓国側からは、日本が竹島を実効的に支配し、領有権を再確認した1905年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていない。

- ・日本人による利用…17世紀初めには、あしかやあわびの漁猟の好地として利用した。遅くとも17世紀半ばには、竹島に対する領有権は確立していたと考えられる。

(歴史的経緯) ※1894日清 1904日露戦争 1909伊藤博文暗殺 1910朝鮮併合

①日本は1905(明治38)年1月の閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認。あしかやの許可、国有地使用料の徴収などを通じた主権の行使を継続していた。

・サンフランシスコ平和条約(1951年9月8日署名、1952年4月28日発効)では、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定され、竹島はそこから意図的に除外され、竹島が日本の領土であることが確認。

②サンフランシスコ平和条約発効直前の1952年1月、韓国は、いわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、そのライン内に竹島を取り込み、その後、竹島に警備隊員などを常駐させた。 ※1948李承晩 1961朴正熙 1979全斗煥・盧泰愚 1992金泳三 1997金大中

・日本は1954年から現在に至るまで、3回にわたって国際司法裁判所に付託することを提案してきたが、韓国側は全て拒否。

③2012年に、現職大統領として初めて李明博(イ・ミョンバク)大統領(当時)が竹島に上陸

・韓国は竹島の占拠を、領有権の回復であると主張しているが、そのためには、日本が竹島を実効的に支配して領有権を再確認した1905年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを証明しなければならないが、そのような根拠は一切提示されていない。

(3)中国(台湾)…尖閣諸島

(政府公式見解)日本は、尖閣諸島が日本固有の領土であり、現実にも有効に支配している。尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない。

・尖閣諸島は、東シナ海を行き来する船に航路標識として利用され、1819年頃には琉球王族の上陸記録が、1859年には琉球国の人物が接近して観察したという記録がある。

無人島だった尖閣諸島は、1895年に日本が領土編入するまで、どこの国にも統治されたことはなく、最盛期には、200人以上の日本人が居住していた。

・概要…尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称。沖縄県石垣市に属する。

・位置…東シナ海上、石垣島の北、約170km、沖縄本島の西約410kmに位置している。

(領有権をめぐる主張・見解)

①1968年の海底調査の結果、東シナ海の大陸棚に石油資源が埋蔵されている可能性があることが指摘され、1970年に台湾が領有権を主張しはじめ、これに中国も追随した。中国の主張は、中国の古文書や地図に尖閣諸島の記述があることから、島々を発見したのは歴史的にも中国が先である、地理的にも中国に近い、というもの。

・1970年9月2日には、台湾の水産試験所の船が魚釣島に上陸。

・台湾・中国の領有権主張は沖縄返還の直前であった。、サンフランシスコ平和条約では、台湾と澎湖諸島は日本の領土から切り離され、放棄対象となったが、尖閣諸島は沖縄の一部として扱われ、放棄対象とはならなかった。尖閣諸島が放棄対象とならなかったことは、アメリカが沖縄返還の1972年まで尖閣諸島の施政権を行使したことによっても証明されている。

②1978年4月、機銃で武装した100隻を超える中国漁船が海上保安庁の退去命令を無視して領海侵犯を繰り返した。1978年8月に鄧小平は「再び先般のような事件を起こすことはない」と約束し、福田内閣は日中平和友好条約に調印。鄧小平は「われわれの世代の人間は智慧が足りない。次の世代はわれわれよりももっと知恵があろう。その時は誰もが受け入れられるいい解決方法を見いだせるだろう」と発言。実質的には棚上げしたものの、長期にわたって尖閣諸島問題を国境問題として固定化。既成事実を積み重ねておくことが可能となった。

③2012年9月野田内閣、日本政府は魚釣島、北小島、南小島の3島を地権者から買収らせ、所有権移転登記を完了し国有化した。

この国有化は、石原東京都知事の東京都による購入計画（実効支配強化のために島に様々な施設を作る）を阻止し「平穏かつ安定的な維持管理」を行うことを目的として行われたが、中国では反日感情が高まり、上海で日本人が暴行される事例が相次いだ。

・自衛隊は尖閣諸島防衛のために2016年3月に与那国島に駐屯地を開設、約150人を配備した。

3. 台湾有事(中国 VS 台湾+日米同盟)

(1) 主張・見解の整理

・台湾有事＝中華人民共和国(現中国)の人民解放軍が中華民国(台湾)に侵攻する事態

①(背景「一つの中国」)

・カイロ宣言 1943 米英・蔣は「台湾は(植民地支配していた日本から)中国へ返還されるべし」と述べており、ポツダム宣言 1945 は「カイロ宣言の条項を履行すべし」と宣言

・中国大陸と台湾は不可分の中華民族の統一国家「中国」とする政策的立場および主張
・かつて、国連安保理常任理事国だった中華民国(現台湾)は、中国と『中国唯一の正統政府である』との立場を主張。

・1949年中国側が国連総会に「中国代表権問題」を提起(否決)。

・1971年国連決議で、現中国を国連代表(安保理常任理事国)に。中華民国が国連を脱退。中華民国を正式に国家として承認している国は14か国(2021年時点)

・日本は1972年の日中共同声明により中華人民共和国政府を「中国の唯一の合法政府」と承認して国交を樹立したことに伴い、中華民国政府(台湾当局)との国交を断絶した。

②(中国の立場・主張)

・中華人民共和国憲法には「台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である」と規定されている。

・台湾は中国の一部分であり、中華人民共和国政府が全中国を代表する唯一の合法的政府である。

・中国大陸と台湾島は一つの中国であり、中国の主権と領土の分割は許さない。

現在まだ統一が達成されていないことに、双方は共に努力すべきで、一つの中国の原則の下、対等に協力し、統一を協議する。

・一つの国家として主権と領土の分割は認めず、台湾の政治的地位は一つの中国を前提として一国二制度の適用を検討する。

・2005年、反分裂国家法を制定。台湾「独立」阻止を念頭に

この原則により、中華人民共和国と国交を結ぶ国は中華民国と正式な国交を結ぶことができない。国交を結ぶ場合は、中華人民共和国と断交しなければならない。

③(「二つの中国」)中華民国(台湾)の反応

・1990年以降、台湾独立運動の高まり。台湾には、中華民国と中華人民共和国はどちらも主権国家であり、「二つの中国」もしくは「一つの中国と一つの台湾」とする見解がある。

※1948 蒋介石 1990 李登輝

・2000年から2008年まで中華民国総統を務めた陳水扁(民進党)は、中国唯一の正統政府として中華民国の承認を得ようとする活動を中止。台湾国家として国際連合に加盟することを目指した。

- ・2009年-2016年、**馬英九(国民党)**が次の総統に就くところといった動きを取りやめた。
- ・**2016年-現在、蔡英文(民進党) 2023 賴清徳・新主席(来年?主張は従来路線継続予定)**

①「二つの中国」の立場。既に中華民国(台湾)は独立国家であるので独立宣言などする必要がないという考え方。台湾独立を主張する陳水扁のようなラジカルな独立運動とも距離を置いている

②「北京政府は台湾に対し、香港と同じ『一国二制度』による統一を呼び掛けたが、この制度が実現不可能であることは現在の香港によって証明されており、北京政府の言葉を信用するのは難しい。北京政府による『一国二制度』の提案は、絶対に受け入れられません。将来の選択肢にさえ入っていません」「台湾の一貫した立場は、『圧力に屈服せず、支持を得ながらも暴走しない』というものです」(2021年蔡英文・文春インタビュー) **※賴清徳(ライチントー)・民進党新党首に予定「蔡総統の対中路線を引き継ぐ」と強調**

(2)軍事的焦点(台湾海峡危機)

○1950年代から1990年代にかけて中華人民共和国(中国大陸)と中華民国(台湾)の間で4度にわたり軍事的緊張が高まったが、アメリカの介入などにより全面戦争に発展することはなかった。

①**第一次台湾海峡危機(1954年-1955年)**…1954年8月、**浙江省の島々、福建省の金門島と馬祖島周辺での戦闘**。1955年1月米軍参加の下院決議。3月ダレス国務長官は、アメリカが中国本土への核攻撃を真剣に検討していることを公言。

②**第二次台湾海峡危機(1958年)**…1958年8月23日、中国人民解放軍は台湾の金門守備隊に対し砲撃を開始、44日間に50万発もの砲撃。

この武力衝突でアメリカは台湾の支持を表明、「中国はまぎれもなく台湾侵略」を企図しているとし、9月にはアメリカが提供した8インチ砲により中国側への砲撃を開始。

10月、ダレス国務長官は台湾を訪れ、蔣介石が金門・馬祖島まで撤収することを条件に、援助をすると伝えた。蔣介石はアメリカの提案を受け入れる。中国が「人道的配慮」から金門・馬祖島の封鎖を解除し、一週間の一方的休戦を宣言し、アメリカとの全面戦争を避けた。

※(石橋湛山の日中米ソ平和同盟論)…1959年9月、健康上の理由で首相を辞職した石橋湛山は回復後、私人として中華人民共和国を訪問し、9月17日周恩来首相との会談を行い、冷戦構造を打破る日中米ソ平和同盟を主張。この主張はまだ国連の代表権を持たない共産党政権にとって国際社会への足がかりになるものとして魅力的であり、周はこの提案に同意。周は台湾(中華民国)に武力行使をしないと石橋に約束した(石橋・周共同声明)。のちの日中共同声明に繋がったともいわれるこの声明および石橋の個人的ともいえる外交活動が、当面の危機を回避することに貢献した。

※1979年米中国交回復

③**第三次台湾海峡危機(1995年7月~1996年3月)**…台湾海峡を含む周辺海域で中国が行ったミサイル実験により発生した軍事的危機。台湾海峡ミサイル危機とも言う。

7月の最初のミサイルは、中国の外交政策と対決すると予測されていた李登輝政権下の台湾政府に強力なシグナルを送ろうとしたものと見られた。8月には再び実弾を伴うミサイル発射が行われた。8月の海軍演習に続いて、11月には広範囲の陸海演習が行われた。

アメリカはベトナム戦争以来最大級の軍事力を動員して反応。1996年3月、2つの米空母戦闘群が動員され、ニミッツ空母戦闘群は台湾海峡を通過。

④(第四次) 2022年中国人民解放軍による台湾周辺での軍事演習

- ・中国軍による台湾周辺海域に対しての弾道ミサイルの発射は1996年以来26年ぶり。
- ・2022年8月、アメリカの下院議長ナンシー・ペロシが台湾を訪問したことによる対抗措置として、中国軍が台湾を取り囲む形で、6か所の海空域において、「重要軍事演習」として始めた。

・在日米空軍の嘉手納基地では多数の航空機が発進。第 18 航空団所属の F-15C/D、E-3AWACS、第 82 偵察隊の RC-135U/V/W が相次いで離陸。

1979 米中国交樹立＝台湾関係法(米軍介入はオプション・義務ではない、武器売却など)

(アメリカの対中国政策の転換)

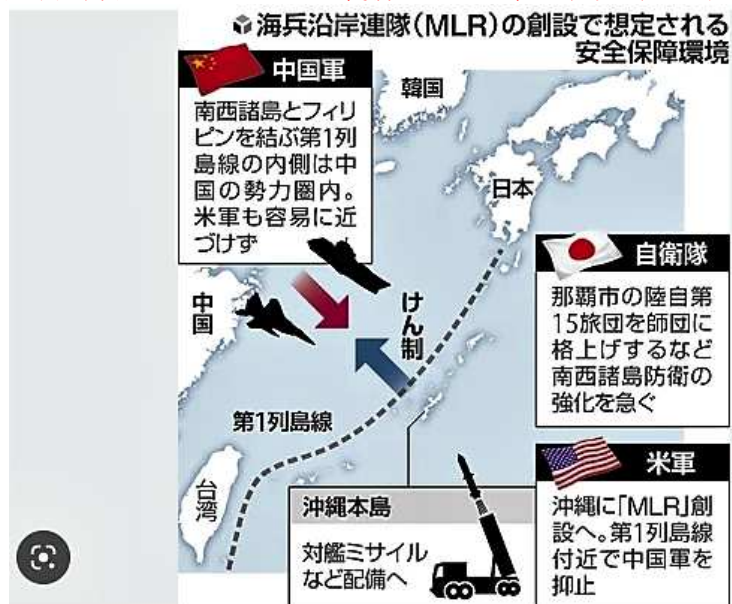
インド太平洋戦略＝日米重視

・トランプ政権までは、米国の対中政策は「関与政策」が中心だったが、中国の経済的・政治的・軍事的な台頭の前に、「関与政策」は失敗したとして、「封じ込め」政策に大きく転換。バイデン政権はこれを更に強化。

・米国は中国を、米国の覇権に挑戦する「唯一の競争相手」と位置付けて、米国だけではこれに対抗できないため、日本を含む同盟国・友好国の軍事力を動員しようとしている。

・米国の新しい対中軍事戦略は、日本の南西諸島を含む第一列島線を対中武力紛争の最前線として、そこへミサイル戦力を配備して、中国を第一列島線の西側へ封じ込めようとしている。

自衛隊も同様の戦術をもって、南西諸島にミサイル部隊を配備し、有事には陸自の部隊を北方から南西諸島へ機動展開させ日米での共同の軍事行動をとる態勢。自衛隊による敵基地攻撃は、この日米による対中共同作戦の一部となる。



米が沖縄に「離島即応部隊」創設へ...海兵隊を25年度までに改編、対中抑止力を強化: 読売新聞オンライン

(台湾有事シミュレーション 2023. 1. 9 公表:CSIS 戦略国際問題研究所)

※2026年に中国が台湾に上陸侵攻作戦を行ったと想定し、24通りのシナリオを検証した報告書を公開

※中国が最初の数時間で、台湾の海空軍の大半を破壊する攻撃で始まる。中国海軍は台湾を包囲し、数万の兵士が軍用揚陸艇や民間船舶で海峡を渡り、空挺部隊が上陸拠点の後方に降下すると予測。しかし、開戦と同時に米軍が介入するなど、ほぼすべてのシナリオで「中国の侵攻は失敗する」と予測。

※在日米軍基地からの米軍展開は「介入の前提条件」で、日本は「台湾防衛の要となる」

①日本は当初、中立を保つが、米軍が沖縄の嘉手納基地や山口の岩国基地、東京の横田基地、青森の三沢基地から作戦展開

②中国軍は巡航ミサイルなどで日本にある米軍基地や自衛隊施設の攻撃に踏み切り、日本も参戦する

③ほとんどのシナリオで中国の作戦は失敗に終わるが、日米ともに損害は莫大

④損害の規模

日本(平均) -



航空機 112 機
艦船 26 隻

米国—

航空機 168—372 機
艦船 7-20 隻
空母 2 隻

戦死者 3200 人。※日米で数千人

台湾—26 隻の駆逐艦とフリゲートが全滅。台湾のインフラも壊滅、死傷者数 3500 人
中国—主力艦艇 138 隻と航空機 155 機を失い壊滅。1 万の兵士が死亡

（台湾有事なら日本経済に致命的打撃、防衛費急増のしわ寄せは国民や企業に 専門家「戦争を避けるのが要諦」〈AERA-2023. 1. 16〉（軍事ジャーナリスト・田岡俊次）

・1972 年日中共同声明「日本国政府は中華人民共和国が中国の唯一の合法政府であることを承認する」「中華人民共和国政府は台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府はこの中華人民共和国政府の立場を十分理解し尊重する」との文書に調印して国交を正常化。

・憲法 98 条は「日本国が締結した条約はこれを誠実に遵守する」と定めているから、もし中国と台湾が戦ってもそれは官軍が西郷隆盛軍を討伐したと同様の内戦であり、日本が台湾の反政府勢力に加担すれば憲法違反となる。

・もし中国が台湾を攻撃する際、沖縄や尖閣諸島など南西諸島を一方的に攻撃すれば中国の条約違反で、日本が反撃するのは合法となるが、中国がそのようなことをすれば「反政府勢力を討伐する内戦だ」との大義を失い、米国、日本の介入を招く。

・中国は海兵隊 800 人を運べる 3 万トン級の揚陸艦 2 隻（他にも 1 隻建造中）など上陸作戦用の艦約 30 隻を持ち、約 2 万人を第 1 波として上陸させることは可能と思われるが、台湾は陸軍 9 万 4 千人と海兵隊 1 万人を有し、予備役を動員すれば 30 万人にはなりそうだから撃破される公算が大きい。

・米国が台湾独立を支持して戦争になった場合、中国は上陸を避け、港湾をミサイルや航空機で攻撃、商船の荷揚げを妨害する「兵糧攻め」に出る可能性はある。台湾の自給率は食料が 31%、エネルギーは 9%だから商船が入港できないと数カ月しかもたない。日本にも大同小異の弱点がある。

・日本も「トマホーク」や「12 式地对艦誘導弾」の射程延伸型で反撃すれば、中国も弾道ミサイル、巡航ミサイルで反撃。長期のミサイル戦争になり米国が手を引けば、GDP が日本の 4 倍、宇宙開発でも先行している中国側が優勢に。

・中国との戦争になれば、日本の輸出の 27%の対中輸出が停止するだけでなく、輸入も止まるし、日本企業が出資する事業約 1 万 2 千件が敵性資産として凍結、接収されれば日本経済に致命的打撃。

・台湾行政院の大陸委員会の 22 年 10 月の世論調査では 86.3%が独立でも統一でもない「現状維持」を望んでいる。

・日本にとっても台湾の現状維持は経済に有益であるだけでなく、戦争を避けるのが安全保障の要諦である。

4. 朝鮮半島有事(北朝鮮 VS 米韓同盟+日米同盟)

(1)1994 第二次朝鮮戦争シミュレーション(第 1 次北朝鮮核危機)

①1994 年春。板門店で南北協議で北朝鮮代表が「戦争になればソウルは火の海になる」と発言。※2017 年米国で機密開示で公表されたもの。

クリントン政権は、寧辺周辺にある核関連施設をピンポイント攻撃する計画を立案。膨大な人命被害を憂慮して事実上あきらめた。

米軍による同年 5 月の試算では、この攻撃により朝鮮半島で戦争が勃発すれば、最初の 90 日間で米軍兵士の死傷者が 5 万 2000 人、韓国軍の死傷者が 49 万人。米軍の戦争費用は 610 億ドルとされた。

- ②個人の資格で訪朝したカーター元大統領が金日成主席（故人）から譲歩を引き出したことで武力行使は回避された。国防総省の6月の見積もりでは、韓国における民間人の死者は米国人8～10万人を含む100万人だった。※枠組合意＝援助と引き替え核開発凍結
- ③この94年危機が、日本の安全保障政策のターニングポイントであり、その後日米ガイドライン見直し、周辺事態法、安保法制の整備への流れをつくることになったとされる。

(2) 2017～第二次朝鮮戦争シミュレーション ※現在まで続く？

①北朝鮮による2017年の核実験・ミサイル実験を伴うアメリカと日本への一連の威嚇行動に端を発する問題。※2018年1月米紙報道。米政府は否認。

米国政府(トランプ大統領)は北朝鮮の核施設や弾道ミサイル基地に限定した攻撃を企図。作戦名は「ブラッディ・ノーズ(鼻血)作戦」と命名され、事実上「北朝鮮の指導部を含む、朝鮮人民軍への総攻撃」(アメリカインド太平洋軍幹部)が予定されていた。

・「鼻血作戦」とは先に殴って、出血させることで震え上がらせ、反撃する気を喪失させる作戦のこと。あるいは、相手の報復を招かないレベルでの制限的打撃を加え、反撃したら、破壊も辞さないとの警告を発する作戦を指す。どちらにしても、先制攻撃であることには変わりはない。 ※指導者殺害プランもあった

北朝鮮政府が「ソウルを火の海にする」とたびたび威嚇しているように、軍事衝突が起きれば北朝鮮軍は最初の数時間で可能な限り最大の攻撃に出る、というのが専門家らの見方だ。

②韓国が発表した2016年の防衛白書

・朝鮮半島で戦争が勃発した場合、米軍は兵力69万人、艦船160隻、航空機2000機を展開するとされている。これ以外に、すでに韓国には米兵2万8500人が駐留しており、韓国軍は62万5000人の兵力を持っている。

・北朝鮮の保有核弾頭数は14～18発とみられている。この数は2020年までに100発にも達する可能性があるという。 ※40～50発。2021年ストックホルム平和研究所

・韓国の推計によると、北朝鮮軍の陸上部隊の兵力は110万人程度で、うち7割はDMZから100キロ以内に駐留している。

③核爆弾の被害規模シミュレーションサイト「ニュークマップ(Nukemap)」によると

・北朝鮮が核弾頭をソウル上空、約1.5キロの高さで爆発させた場合、瞬時に66万人以上が死亡する。一方、米軍が核爆弾を用いて同様の反撃を行った場合、北朝鮮側の死者数はさらに多く、82万人と推計されている。

④ノーチラス研究所の推計では(2012年の研究)、核を使用しない攻撃であっても、最初の1日でソウルでは民間人約6万5000人が死亡し、その大半は最初の3時間での犠牲者で、1週間後までに死者数は計8万人に達するとしている。この報告書レポーターは「北朝鮮側は最終的に自国の政権が崩壊する前に大規模な戦争を仕掛け、数万人を殺りくし、甚大な被害を生じさせることができるだろう」と語る。

・シナリオ通りに進めば、その後、数分以内に米軍と韓国軍が反撃を開始。ソウル市民は市内各地に多数ある地下シェルターに避難するため、その後の死者数は急速に減るといふ。両軍による反撃で、北朝鮮側の砲弾は毎時約1%ずつ破壊され、1日後には4分の1近くが壊滅する。そして戦闘の大半は4日以内に終了する。

⑤米ジョンズ・ホプキンス大の北朝鮮分析サイト「38ノース」が2022年10月4日に公表した予測では、

北朝鮮が核ミサイルで反撃したら「東京とソウルで計210万人が死亡」。(1)北朝鮮の保有する核兵器は25キロトン級の25発、(2)米軍の攻撃を受けた北朝鮮が25発すべてを東京とソウルに向けて発射、(3)発射されたミサイルのうち80%がMDによる破壊(迎撃)を免れて標的の都市上空で爆発——という3段階の仮定を重ねたものだ。

5. 敵基地攻撃(反撃)能力

(指摘されている問題点)

※弾道ミサイルの発射基地など敵国の基地や拠点などを攻撃する装備能力。自衛隊用語として反撃能力とも称される。

・敵基地攻撃は、国際法上違法な(先制攻撃)と区別できない。

・相手国の武力攻撃が発生した（着手があった）とは、いかなる場合を指すのか。

2020年7月、河野防衛大臣（当時）は、着手の有無は、「その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、対応などによるものであり、個別具体的な状況に即して判断すべき」と答弁。要するに客観的な基準がなく、主観的であいまいな基準。誤認や政府による意図的操作の余地を多く残しており、違法な先制攻撃との区別は困難。

(1) 防衛庁における検討（1993年～）

①1993年の研究…北朝鮮が発射した準中距離弾道ミサイル「ノドン」が日本海に落下したことを受けて、防衛庁は北朝鮮のミサイル発射基地への攻撃の研究を行った。

この結果、戦闘機とパイロットを失う可能性が極めて高いと判断され、（この時点では）「敵基地攻撃は困難」との結論に。

②敵基地攻撃に必要な装備体系の獲得…1999年早期警戒管制機のE-767の配備

2004年F-2戦闘機に搭載可能な精密誘導爆弾である「JDAM」を導入

2005年から電子妨害装置を搭載した電子戦機の開発に着手

F-2戦闘機の航続距離不足は2006年末に配備される空中給油機のKC-767で補うことが可能とされた。



(2) 反撃能力の保有決定

・2022年12月16日に防衛力強化に向けた新たな「国家安全保障戦略」など安保関連3文書を政府が閣議決定。反撃能力（敵基地攻撃能力）保有を明記し、アメリカ製のトマホーク巡航ミサイルの2026年度配備を目指す。

（政府答弁）1956年鳩山一郎首相の答弁「誘導弾等による攻撃が行われた場合、…他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」

（敵基地攻撃の方法）航空機による敵基地攻撃の場合、戦闘機がレーザー誘導爆弾等を投下して、敵基地や弾道ミサイルの移動式発射台を破壊する。

敵の指揮所や地对空ミサイル陣地などの地上固定目標に対しては、衛星利用測位ミサイルを利用した精密誘導兵器である巡航ミサイルや弾道ミサイルも使用される。

（技術的課題）北朝鮮は、移動式発射台をおよそ200台保有していると見られ、より発射の簡単な固体型燃料への転換も急いでいる。

(3) 想定する相手国とミサイルの種類

・浜田防衛相答弁（2022.12.20）…想定する相手国について「特定の国や地域を念頭に置いていない」と明言を避けた。敵基地攻撃に使用するミサイルの種類も明らかにしなかった。

「相手の能力や新しい戦い方を踏まえた現実的なシミュレーションを含め実効性の検討を重ねた」と主張する一方で、相手国は念頭にないとした。どのようなシミュレーションをしたかなどの詳細も明かさなかった。

・但し、敵基地攻撃能力の保有を明記した国家安全保障戦略では、中国と北朝鮮、ロシアの3カ国を安全保障上の課題と名指ししている。

・日本は今後5年間で射程1000キロ超の国産巡航ミサイルの開発や、射程1600キロの米国製ミサイル「トマホーク」の購入（2026年度配備）などを計画している。

(4) 各政党の見解

① 自民党…略

② 公明党…12.2 自公合意について。山口代表

・「自衛権の行使の範囲内で備える枠内に収まったことは、わが党がしっかり訴えてきた結果だ。それを大きく外れないような対応が重要だ」との見解を示した。

・反撃能力の保有について「相手の領域に打撃力が届く抑止力を日本も一部保有するという大きな変化ではあるが、憲法9条の専守防衛の範囲内で行う」と説明。「わが国が軍事大国となる動きは取らない。日米同盟の下、日本の『盾』と米国の『矛』の役割分担を

変えない防衛体制の強化だ」と述べた。

・専守防衛の枠内での備えであることから、「必要最小限という枠がはまっている。そのことを肝に銘じて、これからも抑制的な対応が必要だ」と指摘。「反撃能力が使われな いで済むようにするには、外交が重要だ。敵対する相手が出たとしても、対話によって 解決する取り組みと総合的に行われることが大切だ」と力説した。

③立憲民主党…12.16 泉代表

(1)政府見解では、「我が国に対する攻撃の着手」があれば、先制攻撃にあたらなるとされているが、正確な着手判断は現実的には困難であり、先制攻撃とみなされるリスクが大きい。

(2)存立危機事態において、我が国による相手国領域内への攻撃を否定していない。

(3)「反撃能力の行使は、専守防衛の枠内」と述べているが、その態様が日米同盟の盾と矛の関係を変えるものであるならば、それは専守防衛を逸脱する可能性がある。自衛隊の装備体系および運用は「必要最小限度」でなければならない。

以上のことから、自公合意に基づく政府三文書の「反撃能力」には賛同できない。

・必要な予算を積み上げた結果としての防衛費の一定の増額は有り得るが、防衛費5年間で43兆円、5年後にGDP比2%の約11兆円に倍増とする方針は「数字ありき」の額であり、国会での説明も議論もなしに、このような大幅増を決め、しかも歳出改革の具体的なプランも示さぬまま、復興特別所得税を含む「防衛増税」を行うのは論外。

・今回の政府三文書は「安保政策の大転換」。決定に際しては国会への説明と論戦が絶対に必要。立憲民主党は、「外交安全保障戦略の方向性（仮称）」をまとめ、国会での議論をリードしていく。

(外交安全保障戦略の方向性-2022.12.20)

・(1 武力紛争回避、平和創造の外交努力)我が国の外交・安全保障の基軸は日米同盟。

東アジアの将来秩序は日韓の協力なしにはありえない。

・中国との安定した友好的な関係の構築は安全保障環境の改善に最も大きな影響がある。

・中韓を含めた ASEAN+3、EAS、APEC、さらに Quad (日米豪印) の参加国を増やし、英仏独 ASEAN、韓国などを加えた Quad+ (プラス) へ進化させていくべき。それらを通じて中国が「ルールを守る責任ある大国」として役割を果たすよう求めていく。

・「自公合意に基づく政府の反撃能力」には賛同できない。

・我が国島しょ部などへの軍事的侵攻を抑止し、排除するためのミサイルの長射程化など、ミサイル能力の向上は必要である。??

しかし、他国領域へのミサイル打撃力の保有については、それが政策的な必要性と合理性を満たし、憲法に基づく専守防衛と適合するものでなければならない。

・(6.国民保護)「ミサイル攻撃等から身を守るための緊急一時避難施設」「Jアラートのシステム全体の点検、運用の見直し、必要な改修」

・(おわりに)「あくまで我が国は、『他国の脅威とはならない』という意図を明確に示していく必要がある。戦後一貫して貫いてきた専守防衛の姿勢を維持していくこと、そして信頼できる平和主義国家であることを国際社会に態度で示し、抑止・防衛目的の防衛力の強化であることについて国際社会に理解を求める努力を徹底していくべきである」

※具体的な外交努力の方向性とプランの明示を!

④維新の会…12.6 馬場代表「反撃能力 自衛措置として当然 首相に提言へ」

・反撃能力について「自衛措置として認められるのが当然」と明記。

・現実的に必要な防衛能力を「積極防衛能力」と定義し、国際情勢に即して手段を変化させるべきだとも促した。

具体策として、弾道ミサイルや変則軌道の極超音速ミサイルなどの保有に加え、長射程ミサイルを搭載できるように現有の潜水艦を改修すべきだと指摘した。

反撃の対象として敵の司令部など「指揮統制能力」だけでなく、サイバー空間のデータなども含めるよう求めた。

・防衛費増額の財源については「行財政改革を通じた徹底的な歳出削減と経済成長による税収増で賄う」ことで中長期的な道筋を示すとの立場だ。短期的な財源としては臨時国債の活用を挙げた。

⑤共産党…12.7 ツイッター志位委員長

・日本共産党は政府が「反撃能力」と呼ぶものを敵基地攻撃能力と表記する。
その最大の現実的危険は、日本に対する武力攻撃がないのに、米国の戦争に集団的自衛権で参戦するさいに使用されることにあるからだ。
これはいかなる意味でも「反撃」とは呼べず、相手国から見れば事実上日本の先制攻撃となる。

⑥国民民主党…12.9 五木代表「反撃能力の保持や防衛費の増額 岸田首相に提言」

・提言では「専守防衛」を堅持する一方、安全保障環境を踏まえ、日本独自の反撃能力を保持し、10年程度かけて防衛費を徐々に増額すべきだとしている。
また、▽サイバー攻撃に対して先手を打って対抗措置をとる「積極的サイバー防御」の体制整備に向けて、国の役割や権限を定めた基本法を制定することや、
▽日米防衛協力の指針、いわゆるガイドラインを見直すこと、
▽迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」を再び検討することも盛り込んでいる。

⑦社民党…12.28 福島党首「敵基地攻撃はだれが見ても先制攻撃だ」

・敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有に明確に反対する。行使の基準が曖昧な安全保障関連法に基づく「武力行使の新3要件」で存立危機事態に認定し、集団的自衛権で敵基地攻撃するなら、日本が攻撃されていないのに相手国の領域を攻撃することで、誰が見ても先制攻撃に当たる。そうでないならば、その根拠を示すべきだ。

・敵基地を攻撃すれば相手国が反撃するのは当たり前で、まさしく日本が戦場になるのではないか。

・防衛費の国内総生産（GDP）比2%への増額も、数字ありきで根拠が示されていない。

⑧れいわ新撰組…1.5 山本代表

・防衛費増額に「人々の生活という国内の安全保障は30年放置されたまま」
・通常国会で焦点となる防衛費増額について「国の状況を見た時に、何よりも真っ先にやらなきゃいけないことは経済対策以外ありません。三重苦の中で、何をやらなきゃいけないかって言ったら徹底的な積極財政以外ないわけです。」

6. 周辺諸国との平和外交の可能性

※「メモ04－日本の安全保障を考える」9p(4)「東アジア共同体」構想などを参照

(1) 日本の平和・外交政策を考える材料として(これまで)

①憲法9条による戦争・自衛権行使などの制約

○自衛権行使の3要件（1954年政府見解）…

①我が国に対する急迫不正の侵害があること／②これを排除するために他の適当な手段がないこと／③必要最小限度の実力行使にとどまること」

と、行使できる自衛権を個別的自衛権に限定。

○自衛隊の海外派兵の禁止（1954年参議院決議）

○専守防衛（1955年杉原荒太防衛庁長官答弁など）…1989年の防衛白書では「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も、自衛のための必要最低限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最低限度のものに限られる」としている。

○武器輸出（禁止）3原則（1967年佐藤栄作首相答弁、1976年三木武夫首相答弁）…

(1) 共産圏諸国向けの場合 (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合 (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

※武器輸出に関する政府統一見解(1976.2.27)…(1) 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。

(2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

(3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

○非核3原則（1967年佐藤栄作首相答弁）…核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませ

ず」の三原則を指すもの。

○集団的自衛権行使の否認 (1972年・1981年政府見解) …「集団的自衛権」は憲法上認められない。憲法においても「自衛権」は否定されていないが、それはあくまで「個別的自衛権」にとどまる「専守防衛」の枠内なるとされ、集団的自衛権は「国際紛争を解決する手段」としての武力行使にあたりとされてきた。つまりというのが従来の政府見解

○防衛費の GNP 比 1% 枠 (1976 年閣議決定) …2021 年度は 6.1 兆円 (1.09%) と僅かに超。

②憲法 9 条による制約の形骸化

・自衛隊の海外派兵の禁止…1991 年湾岸戦争の掃海艇「派遣」、1992 年の PKO 法制定、2001 年のテロ対策特措法制定、2003 年のイラク特措法制定、2015 年の「安保法制」(戦争法) 制定によって形骸化。

・武器輸出(禁止) 3 原則…2010 年鳩山内閣は「防衛計画の大綱(新防衛大綱)において武器輸出三原則の改定を検討する」と発言。見直しの内容としては「日本でライセンス生産した米国製装備品の部品の米国への輸出」や「途上国向けに武器を売却」をあげた。

・2014 年第 2 次安倍内閣は、防衛装備を輸出できる防衛装備移転 3 原則に変更。

③安倍政権の「憲法解釈を変更しての集団的自衛権行使を限定容認(2014 年 7 月閣議)

2015 年の「安保法制」(戦争法) の制定によって、限定的に行使可能に

(新解釈) ①密接な関係にある他国が武力攻撃をうけ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、②国民を守るために他に適当な手段がない、③必要最小限度の実力の行使——の 3 要件に該当する場合に限り、自衛の措置として憲法上許容されるとした。日本が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃された場合に、自衛隊が他国の軍隊と一緒に反撃できるようにする。

④2022 年安保三文書改訂 …前掲略…

(2) ロシア(旧ソ連)関係…北方領土問題

○当面、日本とロシアが交戦状態に入るような情勢は想定されない。日露双方の意思で継続交渉が可能

※ 2 - (1) ロシア(旧ソ連)…北方領土問題 p2 からを参照。

(2) 朝鮮半島(朝鮮・韓国) + 日米中露

(検討する方向性)

①まずは朝鮮戦争の終結・平和条約の締結が必要。

2018 年の「板門店宣言」等でも確認。実現可能な道筋。

②その上で、核兵器だけでなく軍事対立の脅威を削減するために、米朝、南北、日朝関係の正常化すること。

③軍事対立を未然に防ぐ危機管理対策の制度化等を通じて北東アジアの地域安全保障の枠組みを構築して朝鮮半島の非核化を進め、最終的には「北東アジア非核兵器地帯」条約を締結することが必要になる。

○憲法 9 条を持つ日本の役割は、こうした構想を実現するために、積極的な外交的役割を果たすことが求められているはず。**※日朝国交正常化と拉致問題解決を担える政権樹立。**

A. 休戦協定から平和協定への転換

(これまでの交渉経過)

・1975 年国連総会…「**休戦協定を平和条約に置き換えることと国連軍を解散することが望ましい**」とする決議案を採択。

・1987 年 12 月…ソ連ゴルバチョフ書記長を介して「**休戦協定の平和協定への転換**」を北朝鮮が米国に提案。※前月の大韓航空機爆破事件を理由にレーガン米大統領は拒否。

・1996 年 10 月…国連安全保障理事会は議長声明により「**休戦協定の順守**」を要請。

・1997 年 12 月～99 年 4 月…米国・中国・北朝鮮・韓国の 4 者会談(ジュネーヴで 5 回) で

協議。「南北間平和協定」を主張する韓国と「米朝間の平和協定」を主張する北朝鮮の意見が対立しまとまらず。

・2000年10月…朝米共同コミュニケ「休戦協定を強固な平和保障体系に替えるために4者会談など様々な方法を認めること」で米国と北朝鮮は一致。

・2007年…第2回南北首脳会談で「10・4宣言」採択。「休戦協定の署名国である米国・中国・北朝鮮の3カ国、または朝鮮戦争の交戦国の韓国・北朝鮮・米国・中国の4カ国で終戦宣言と平和協定を目指す」ことが盛り込まれたが、ブッシュ米大統領は快諾するも中国の胡錦涛国家主席が応じなかったことで実現しなかった。

・2018年3月…中国の習近平国家主席が「米国・中国・北朝鮮・韓国の4カ国による平和協定を含む『新たな安全保障の枠組み』を米国に呼びかけたが、トランプ米大統領は賛否を示さなかった。

・同年4月、トランプ米大統領は「韓国が南北首脳会談で休戦協定の平和協定への転換をめざす意向であること」を歓迎すると述べた。

・2018年南北首脳会談(6月)では「平和協定の締結を目指して恒久的な平和構築に向けた南・北・米3者、南・北・米・中4者会談の開催を積極的に推進すること」で韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩委員長は一致した。

・2018年6月12日、史上初の米朝首脳会談。トランプ米大統領は記者会見で「平和条約には中韓も署名してもらいたい。」と述べた。

・2019年1月1日、金正恩委員長は朝鮮中央テレビで「休戦協定の当事者らとの緊密な連携の下に朝鮮半島の現在の休戦体制を平和体制に転換するための多国間交渉も積極的に推進する」とする新年の辞で述べた。

・2021年12月13日、文在寅大統領はオーストラリアでの共同記者会見で「韓国、北朝鮮、アメリカ、中国の4者が、朝鮮戦争の正式な終結を宣言することに原則合意した」と発表した。ただ、北朝鮮側が話し合いの前提条件を提示していることから、協議はまだ始まっていないと付け加えた。

(北朝鮮の休戦協定脱退表明と先制核使用法)

○北侵を前提とした大規模軍事演習を在韓国連軍が実施したことなどにより、北朝鮮側は1994年、1996年、2003年、2006年、2009年、2013年の少なくとも6回にわたり、もはや休戦協定に束縛されないと表明している。

・2009年5月27日…北朝鮮はもはや休戦協定に効力は無いとみなすと表明した。

・2010年…天安沈没事件(北朝鮮の潜水艦攻撃と見なされている)や北朝鮮の延坪島砲撃事件という二つの別個の騒乱があった。

・2013年…北朝鮮は休戦協定は過渡期の手段であることを意味すると主張。

※在朝鮮国際連合軍事休戦委員会と中立国監視委員会は、長らく休戦協定の管理機能を失っており、事実上排除されてきた。

※北朝鮮は「キー・リゾルブとフォール・イーグル」(毎年春実施の大規模な米韓合同軍事演習)が挑発的で核兵器とともに北朝鮮に脅威になると考えている。中央日報は核兵器を搭載したアメリカ合衆国艦船が演習に参加していると報じて、ペンタゴンは韓国上空を飛行するB-52が韓国にとって「核の傘」であることを再確認していると公式に表明した。

・2013年3月…北朝鮮は「南北間の国境や南北ホットラインを閉鎖する」「韓国との不可侵条約を全て廃棄する」と表明。

また北朝鮮は「先制核攻撃を行う権利がある」と主張した。

・2013年3月28日…アメリカは韓国で実施中の軍事演習に参加するためにB-2ステルス爆撃機2機を派遣し、爆撃演習場に訓練弾の投下を行わせた。この作戦はアメリカから韓国に向けてのB-2最初の無着陸往復作戦であった。

この作戦に続いて北朝鮮国営メディアはアメリカを標的にして攻撃できるよう配備されたロケットを用意していると表明した。

・2016年…北朝鮮は「最初に核兵器を使用することはない」と声明(第7次党大会)

・2022年9月8日…核武力政策法「北朝鮮の恣意的な判断で核先制使用を可能とする法律」

を最高人民会議で採択した。

※トランプ政権時の 2018～19 年、2 度にわたる米朝首脳会談で「寧辺核施設放棄」と「対北朝鮮制裁緩和」の交渉が行われたが、こうした形の交渉はこれ以上行わないという意思表示でもある。

(北朝鮮の核使用の 5 条件)

▼北朝鮮に対する核兵器またはその他の大量破壊兵器による攻撃が強行されたり、差し迫っていると判断される場合

▼国家指導部と国家核戦力指揮機構に対する核および非核攻撃が強行されたり、迫ったと判断される場合

▼国家の重要戦略的対象に対する致命的な軍事的攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合

▼有事に戦争主導権を掌握するための作戦上必要な場合

▼国家の存立と人民の生命の安全に破局的な危機を招く事態が発生した場合

B. 北東アジア非核兵器地帯条約の構想

※2008 年 8 月、民主党核軍縮促進議員連盟が初めて公式に提案。

2007～12 年度、「長崎平和宣言」でも提案。国内 546 自治体が署名(2017 年現在)

(概要…6ヶ国協議)

○大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、日本の 3 カ国で日本の非核三原則をモデルに非核兵器地帯条約を締結し、中華人民共和国、ロシア連邦、アメリカ合衆国の周辺 3 カ国が、地域内国家 3 カ国に対する核攻撃をしない「消極的な安全」を保証する議定書に参加するという方式(スリー・プラス・スリー)で、東北アジアに非核兵器地帯を創設する構想。

(非核兵器地帯構想)

○現在、世界には 5 つの非核兵器地帯が存在している。

①ペリンドバ(アフリカ非核兵器地帯)条約…1996 年締結、2009 年発効。50ヶ国が署名、39ヶ国が批准。中仏英は署名・批准、米露は批准のみ。

②バンコク(東南アジア非核兵器地帯)条約…1995 年署名、97 年発効。10ヶ国が署名・批准。核兵器保有国は未署名。

③ラトロンガ(南太平洋非核兵器地帯)条約…1985 年締結署名、86 年発効。13ヶ国が署名・批准。米国を除く核兵器保有国は署名・批准。

④トラテロルコ(中南米地域における核兵器禁止)条約…1962 年キューバ危機を契機に、63 年国連総会でラテン・アメリカの非核化を求める決議が採択。67 年締結署名、69 年発効。33ヶ国が署名・批准。5 核保有国全てが署名。批准。

⑤セメイ(中央アジア非核兵器地帯)条約…中央アジア 5ヶ国首脳会議声明で発表。

⑥他に

・モンゴル非核兵器地帯…1998 年国連総会で、1 国のみで認知。5 核保有国も署名。

・南極条約…1959 年締結署名。1961 年 6 月発効。5 核保有国を含む 53ヶ国が署名。

(南北朝鮮での交渉過程) ※南北、米朝、日朝の 6ヶ国

○1991 年「朝鮮半島非核化共同宣言」…韓国と北朝鮮との間で、核兵器の実験、製造、保持等の禁止等を謳った

○1994 年「米朝枠組み合意」…黒鉛減速炉と関連施設の凍結と N P T 締約国に留まること等を柱。

○2002 年 9 月 17 日「日朝平壤宣言」(小泉・金正日)…

(主な内容) 北朝鮮工作員による 拉致被害者問題の解決。日本側は、植民地支配に対し、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明。北朝側は、核問題に関し「関連するすべての国際的合意の遵守」を確認し、ミサイル発射の自制 互いの安全を脅かす行動を取らない事を確認。過去の清算は互いに請求権を放棄

○2005 年 2 月 10 日…北朝鮮が核兵器保有を公式に宣言

○2005 年 9 月「6ヶ国協議共同声明」

1. 平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化を一致して再確認
 - ・北朝鮮は、全ての核兵器及び核計画を放棄し、核兵器不拡散条約及びIAEAに復帰する。米国は朝鮮半島に核兵器を有せず、北朝鮮に対して核兵器などによる攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認。
 - ・韓国は領域内において核兵器が存在しないことを確認するとともに、1991年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの約束を再確認。
 2. 北朝鮮と米国は、相互の主権尊重、平和的共存、国交正常化を約束
北朝鮮と日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項解決、国交正常化を約束
 3. 六者は、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同努力を約束、その他
- 2006年7月、北朝鮮は弾道ミサイル7発を日本海に発射、10月に初の核実験を実施
○2009年4月、同中距離弾道ミサイル発射実験を実施、6カ国協議からの離脱を表明
○2009年5月、2度目の核実験を実施。

○2018年4月、南北首脳会談で、「板門店宣言」 ※トランプ政権 2017.1-2021.1

- ・韓国と北朝鮮は①朝鮮半島の完全な非核化に向けて努力すること、
 - ②2018年中に終戦を宣言し、休戦協定を平和条約に締結し、
 - ③恒久的で強固な平和体制を構築するために、南北米3者、または南北米中4者会談の開催を積極的に推進することを合意
- 2018年6月、シンガポールで行われた米朝首脳会談でも、米国による北朝鮮に対する「安全の保証」と北朝鮮による「完全な非核化への決意」が合意された。
○2019年2月ハノイで、同年6月に板門店で米朝首脳会談(トランプと金正恩)が行われたが、「全面的、一括核放棄を求める」米国に対して、北朝鮮は「部分的、段階的非核化での合意をめざした」ことで膠着状態になり、合意に至ることはできなかった。

(3) 中国・台湾外交…日中関係から見て

○日本が台湾有事に実質的に参戦しないかぎり、中国が日本を侵略する可能性はない。

A. 日中間の「四つの基本文書」がある

- 1972年9月「日中共同宣言」(田中角栄・周恩来)…アジア太平洋戦争での日中間の戦争状態を終結させ、日中国交回復にあたって日中関係の基本原則を合意したもの。
「中国は一つの原則」「台湾は中国の領土の一部である」との中国の主張を理解し尊重し、カイロ宣言8項を堅持すること、反覇権条項、平和共存、内政不干涉、相互不可侵、主権と領土保全の尊重などを合意。
- 1978年8月「日中平和友好条約」…1972年の日中共同声明を踏まえて、日本と中国の外交関係の発展のために締結された平和条約。
- 1998年11月「日中共同宣言」(江沢民国家主席来日)…日本が「過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任」と「深い反省」を表明し、両国間の公式文書で日本側が初めて「中国侵略」を認めた。
- 2008年5月「日中共同宣言」(胡錦濤国家主席来日)…互いに相手を脅威としないことで合意し、互いの戦略的互惠関係を発展させるための具体的な事項を合意。

B. これからの日本の平和外交のあり方※要検討(議論が必要)

(東アジア・北東アジア全体の平和構想の推進)※04メモ参照

(日中・台湾関係の今後については) p-5参照－石橋湛山の日中米ソ平和同盟論

①基本は「1971年に採択された国連2758号決議を尊重する」

「中華人民共和国政府の代表が国連における中国の唯一の合法的な代表であり、中華人民共和国が国連安全保障理事会の5つの常任理事国の1つであることを承認する」

②「中国・台湾両岸関係の緊張緩和と現状維持」を支持する。※現状の日米安保を前提

- ・中国による台湾の武力的統一・統合には反対する。国際的世論に訴える。
- ・米国等による対中戦略の変更を求める(武力支援の自制)。
- ・台湾防衛に日本は参加しない(紛争解決のための武力行使をしない)ことの意味。
- ・中国を包摂した北東アジアにおける協調的地域的安全保障の枠組みを展望する外交方針